

内務省訓第八二四号

目下諸港及時局ニ鑑ニ香港以南
ノ輸出ニ對シ取締ヲ為ス
ノ必要ナルヲ認ムルヲ以テ其ノ
管下諸港ヨリ之ヲ輸出スル
者ニ對シテハ此ノ際嚴密注
意ヲ加ヘ本件談當ハ當分ノ
内別紙要項ニ從ヒテ處理ス
右訓令ス

大正三年九月十八日

内務大臣伯爵大隈重信

(別紙)

一 香港以南ノ諸港及南洋方面ノ仕向
地トシ又ハ寄航地トシ石炭ヲ輸出
セントスルトキハ荷送人又ハ荷受
人ハ輸出石炭價格ノ二倍ニ相當ス
ル保證金ヲ其積込前ニ輸出地ノ税
關ニ提供スヘシ
本項ノ保證金ハ税關ノ認可ヲ受ケ

タル場合ニ於テハ保證狀ヲ以テ之
ニ代フルコトヲ得但シ税關ニ於テ
必要ト認めタルトキハ保證狀ニ對
シ適當ノ保證人ヲ定メシムルコト
ヲ得
二 荷送人又ハ荷受人ハ當該石炭カ仕
向地ニ於テ陸揚ヲ了シタルコトノ
所在日本領事官(日本領事官ナキト
キ輸出地税關ノ指定スル官憲)ノ証
明書ヲ税關ニ提出シ税關ハ其妥當
ナルコトヲ認定シタル後保證金又
ハ保證狀ヲ返還スヘシ但シ輸出後
九十日ヲ経ルモ証明書ヲ提出セザ

ルトキハ保証金ヲ官没シ又ハ保証
状ニ掲ケタル金額ヲ徴收スヘシ
三敵國艦船ノ現ニ在泊シ又ハ遠
ス來泊スルモ認メキ地方ヲ仕
向地又ハ寄航地トスルモノハ輸
ヲ禁スルコトアルヘシ
本項ノ認定ハ海軍省ニ於テ之ヲ為
スヘシ
前記第一項及第二項ハ税関ノ主管ニ
屬スル事項ナリト雖モ常ニ相互連絡
ヲ保チ本件ニ談當スル事實アリタル
場合ニ於テハ當談港務部又ハ警察官
署ヨリ税関ニ内報スル等其ノ他相當

ノ便宜ヲ供與スヘシ
第三項ニ談當スル事實アリタル場合
ニ於テハ其ノ時々迅速ニ詳細ノ事實
ヲ具シ本大臣ノ指揮ヲ待テ措置スヘ
シ尚本件ノ事實ハ本大臣ニ稟申スル
ト同時ニ一面海軍大臣ニ報告シ併セ
テ當談税関ニ通報スベシ